

地下水常時監視結果一覧

調査区分		概況定点調査												概況メッシュ調査	
調査地点		1		2		3		4		5		6		7	
採水年月日		R1.12.27		R2.3.10		R1.10.4		R1.12.26		R1.5.29		R1.5.29		R1.10.24	
測定項目	環境基準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	0.008	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	0.015	×	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	0.0014	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	2.1	○	<0.10	○	0.10	○	0.54	○	<0.02	○	2.3	○
ふっ素	0.8 以下	0.32	○	<0.08	○	1.2	×	<0.08	○	0.10	○	0.47	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.07	○	<0.02	○	1.0	○	0.03	○	0.09	○	0.04	○	0.03	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		概況メッシュ調査													
調査地点		8		9		10		11		12		13		14	
		東区砂田橋二丁目		東区泉一丁目		北区平手町		北区西味鈍一丁目		西区丸野二丁目		西区長先町		中村区平池町	
採水年月日		R1.10.18		R1.11.27		R1.11.29		R1.11.29		R1.11.27		R1.11.27		R1.8.27	
測定項目	環境基準	測定値	適否	測定値	適否										
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.006	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0003	○	<0.0002	○	0.0003	○	<0.0002	○	0.0038	×
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	0.005	○	0.040	○	<0.004	○	0.004	○	<0.004	○	0.010	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	0.010	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0044	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	2.8	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	<0.08	○	<0.08	○	0.11	○	<0.08	○	0.18	○	0.46	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	<0.02	○	<0.02	○	0.05	○	<0.02	○	0.05	○	0.08	○	0.05	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.017	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		概況メッシュ調査													
調査地点		15		16		17		18		19		20		21	
		中村区名駅一丁目		中区金山五丁目		中区栄三丁目		中区栄一丁目		昭和区川名山町		昭和区八事本町		中川区南脇町	
採水年月日		R1.11.29		R1.11.26		R1.10.25		R1.11.28		R1.12.5		R1.11.26		R1.11.28	
測定項目	環境基準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	0.007	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	0.0007	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.002	○	0.0003	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	0.024	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.015	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	<0.10	○	0.52	○	<0.10	○	3.3	○	0.27	○	<0.10	○
ふっ素	0.8 以下	0.36	○	<0.08	○	<0.08	○	0.30	○	<0.08	○	<0.08	○	0.17	○
ほう素	1 以下	0.07	○	0.02	○	0.02	○	0.07	○	<0.02	○	0.03	○	0.04	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		概況メッシュ調査													
調査地点		22		23		24		25		26		27		28	
		中川区打出二丁目		中川区西日置二丁目		港区西茶屋三丁目		港区畑中一丁目		港区港明一丁目		守山区竜泉寺一丁目		守山区天子田四丁目	
採水年月日		R1.11.26		R1.12.5		R1.11.26		R1.11.28		R1.11.29		R1.10.24		R1.11.27	
測定項目	環境基準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	0.007	○	0.006	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—		—		—	
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	0.0035	○	<0.0005	○	<0.0005	○
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	0.13	○	<0.10	○	<0.10	○	<0.10	○	0.15	○	2.9	○
ふっ素	0.8 以下	0.22	○	0.11	○	0.22	○	0.15	○	0.09	○	<0.08	○	<0.08	○
ほう素	1 以下	0.06	○	0.04	○	0.07	○	0.06	○	0.04	○	0.04	○	<0.02	○
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調査区分		概況メッシュ調査										汚染井戸周辺地区調査			
調査地点		29		30		31		32		33		34		35	
		守山区上志段味東谷		守山区花咲台二丁目		緑区大高町		緑区藤塚三丁目		天白区野並四丁目		南区丹後通五丁目		南区白水町	
採水年月日		R1. 8. 26		R1. 10. 24		R1. 11. 26		R1. 10. 30		R1. 10. 25		R1. 5. 31		R1. 5. 31	
測定項目	環境基準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
全シアン	検出されないこと	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○	<0.1	○				
鉛	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	0.005	○	0.005	○				
六価クロム	0.05 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○				
砒素	0.01 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				
総水銀	0.0005以下	<0.0005	○	0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
アルキル水銀	検出されないこと	—		—		—		—		—					
P C B	検出されないこと	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○	<0.0004	○				
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○			<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○			<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○				
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○				
チウラム	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○				
シマジン	0.003 以下	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○	<0.0003	○				
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○				
セレン	0.01 以下	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○	<0.002	○				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	<0.10	○	0.45	○	0.27	○	<0.10	○	5.5	○				
ふっ素	0.8 以下	0.13	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○	<0.08	○				
ほう素	1 以下	0.03	○	0.06	○	0.04	○	<0.02	○	<0.02	○				
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○	<0.005	○				

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、P C Bについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～38については13ページ参照。

調 査 区 分		汚染井戸周辺地区調査													
調 査 地 点		36		37		38		39		40		41		42	
		中村区平池町		中村区平池町		中村区平池町		中村区平池町		中川区山王一丁目		中村区名駅南二丁目		熱田区六野一丁目	
採 水 年 月 日		R1.11.27		R1.11.27		R1.11.27		R1.11.27		R1.11.27		R1.11.27		R1.12.24	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下														
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○	<0.0002	○	<0.0002	○	0.0036	×	<0.0002	○	<0.0002	○		
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○	<0.01	○		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	○	<0.004	○	<0.004	○	0.011	○	<0.004	○	0.007	○		
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○	<0.0006	○		
トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○		
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○	<0.0005	○		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下													<0.001	○
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 汚染井戸周辺地区調査調査地点34～38については13ページ参照。

調 査 区 分		汚染井戸周辺地区調査						定期モニタリング調査							
調 査 地 点		43		44		45		46		47		48		49	
採 水 年 月 日		瑞穂区高辻町		瑞穂区太田町		瑞穂区船原町		南区星崎二丁目		緑区鳴海町		緑区鳴子町		瑞穂区桃園町	
測 定 項 目		R1.12.24		R1.12.24		R1.12.24		R1.12.26		R2.1.28		R2.3.3		R2.1.28	
環 境 基 準	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	測 定 値	適 否	
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下												<0.005	○	
総水銀	0.0005以下								0.0016	×	0.0007	×			
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下							0.0088	×						
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下												0.13	×	
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下														
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	○	<0.001	○	<0.001	○								
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		50		51		52		53		54		55		56	
採 水 年 月 日		R2.1.28		R2.3.3		R2.1.20		R2.1.20		R2.1.20		R2.1.30		R2.1.30	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下														
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下	<0.0002	○					0.0002	○			0.0072	×	<0.0002	○
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.01	○											<0.01	○
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.005	○	0.13	×	0.039	○	0.034	○	0.031	○			<0.004	○
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下							<0.0006	○						
トリクロロエチレン	0.01 以下	0.009	○	0.68	×	<0.001	○	<0.001	○					<0.001	○
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	○					<0.0005	○					0.0036	○
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		57		58		59		60		61		62		63	
採 水 年 月 日		R2. 3. 11		R2. 3. 3		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R1. 12. 26		R1. 9. 30		R2. 1. 31	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下	0.007	○			0.010	○	0.011	×			0.011	×	0.035	×
総水銀	0.0005以下									0.014	×				
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下														
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下			0.010	○										
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
 2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。
 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
 4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L未満であることを示す。
 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
 6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		64		65		66		67		68		69		70	
		中村区太閤三丁目		北区大曽根二丁目		中川区松ノ木町		中川区八家町		緑区大高町		中村区道下町		中村区賑町	
採 水 年 月 日		R1. 8. 29		R2. 1. 30		R2. 1. 30		R2. 1. 20		R2. 1. 20		R2. 3. 3		H30. 11. 20	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下	0.020	×									0.055	×	0.007	○
総水銀	0.0005以下									0.0010	×				
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下														
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下														
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下			0.024	○	0.048	×	0.086	×						
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下							0.069	×						
テトラクロロエチレン	0.01 以下														
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L未満であることを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査													
調 査 地 点		71		72		73		74		75		76		77	
採 水 年 月 日		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R2. 3. 17		R2. 1. 28	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下														
全シアン	検出されないこと														
鉛	0.01 以下														
六価クロム	0.05 以下														
砒素	0.01 以下														
総水銀	0.0005以下														
アルキル水銀	検出されないこと														
P C B	検出されないこと														
ジクロロメタン	0.02 以下														
四塩化炭素	0.002 以下														
クロロエチレン	0.002 以下									<0.0002	○	<0.0002	○		
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下														
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下									<0.01	○	<0.01	○		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下			<0.004	○					<0.004	○	0.032	○	0.048	×
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下														
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下														
トリクロロエチレン	0.01 以下									0.003	○	0.031	×		
テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.012	×			0.012	×	0.011	×	0.010	○	0.012	×		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下														
チウラム	0.006 以下														
シマジン	0.003 以下														
チオベンカルブ	0.02 以下														
ベンゼン	0.01 以下														
セレン	0.01 以下														
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下														
ふっ素	0.8 以下														
ほう素	1 以下														
1,4-ジオキサン	0.05 以下														

- 注1 測定項目の単位は、mg/Lである。
- 2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。
- 3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。
- 4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L 未満であることを示す。
- 5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。
- 6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

調 査 区 分		定期モニタリング調査							
調査地点		78		79		80		81	
		中川区乗越町		港区汐止町		熱田区神野町		南区要町	
採 水 年 月 日		R2. 3. 13		R2. 1. 31		R1. 12. 26		R2. 1. 20	
測 定 項 目	環 境 基 準	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否	測定値	適否
カドミウム	0.003 以下								
全 シ ア ン	検出されないこと								
鉛	0.01 以下								
六 価 ク ロ ム	0.05 以下								
砒 素	0.01 以下			0.018	×				
総 水 銀	0.0005以下								
アルキル水銀	検出されないこと								
P C B	検出されないこと								
ジクロロメタン	0.02 以下								
四 塩 化 炭 素	0.002 以下								
クロロエチレン	0.002 以下	0.0044	×			0.0021	×	0.0041	×
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下								
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下								
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下								
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下								
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下								
トリクロロエチレン	0.01 以下								
テトラクロロエチレン	0.01 以下								
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下								
チ ウ ラ ム	0.006 以下								
シ マ ジ ン	0.003 以下								
チオベンカルブ	0.02 以下								
ベ ン ゼ ン	0.01 以下								
セ レ ン	0.01 以下								
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下								
ふ っ 素	0.8 以下								
ほ う 素	1 以下								
1,4-ジオキサン	0.05 以下								

注1 測定項目の単位は、mg/Lである。

2 適否の○印は、測定値が環境基準に適合したことを、×印は環境基準に不適合であったことを示す。

3 記載例「<0.0005」とは、報告下限値未満であることを示す。

4 環境基準欄の「検出されないこと」とは、全シアンについては0.1mg/L未満、アルキル水銀、PCBについては、0.0005mg/L未満とを示す。

5 アルキル水銀については、新たに総水銀で環境基準の超過が見られた場合に、測定することとした。

6 定期モニタリング調査調査地点63～79については14ページ参照。

汚染井戸周辺地区調査 調査地点34, 35, 42～45について

調査地点34, 35, 42～45は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点について、
囲を確認するため周辺地区調査を実施した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
34	南区丹後通五丁目	桜井興産株式会社本社南工場周辺の井戸水調査
35	南区白水町	東亜合成株式会社名古屋工場周辺の井戸水調査
42	熱田区六野一丁目	JXTGエネルギー株式会社DD高辻店周辺の井戸水調査
43	瑞穂区高辻町	
44	瑞穂区太田町	
45	瑞穂区船原町	

定期モニタリング調査 調査地点67～81について

調査地点67～81は、事業者からの報告等を契機に地下水汚染が判明した地点である。

調 査 地 点		調 査 件 名
67	中川区八家町	旧福船町ゴルフ練習場周辺井戸水調査
68	緑区大高町	緑区大高町大根山周辺井戸水調査
69	中村区道下町	中村区道下町周辺井戸調査
70	中村区賑町	
71	中区錦三丁目	栄町ビル周辺井戸水調査
72	中区錦三丁目	
73	中区錦三丁目	
74	東区東桜一丁目	
75	東区東桜一丁目	
76	千種区今池五丁目	地下鉄東山線今池駅周辺井戸水調査
77	千種区内山一丁目	
78	中川区乗越町	中川区長良町周辺井戸調査
79	港区汐止町	自然由来調査研究
80	熱田区神野町	旧国家公務員宿舎白鳥住宅周辺井戸調査
81	南区要町	桜井興産株式会社本社南工場周辺の井戸水調査